

イーロン・マスク氏による Open AI 社・サム・アルトマン氏等に対する訴訟

2024年5月

One Asia Lawyers Tokyo Office

ニューヨーク州法弁護士 友藤 雄介
パートナー弁護士（日本法） 國分 吾郎
アソシエイト弁護士（日本法） 山本 博人

1. はじめに

2024年2月末にイーロン・マスク（Elon Musk）氏（以下、「原告」）は、Chat GPT等を開発する Open AI 社¹やサム・アルトマン（Samuel Altman）氏等²を相手にカリフォルニア州サンフランシスコ市の裁判所に訴訟を提起しました。同訴訟について、訴状³を元に考察いたします。



2. 訴訟に至るまでの経緯

訴状によると、原告は、OpenAI 社が人類にとって安全で有益な汎用人工知能（AGI（Artificial General Intelligence））を開発することを目的とし、原告とアルトマン氏等との間の合意（以下、「設立時の合意（Founding Agreement）」）の元に設立された非営利団体であり、当該合意は 2015 年 6 月に両氏間のメールのやり取りでも表明されており（訴状・Exhibit 2 参照）、同趣旨が Open AI 社の定款にも規定されている（訴状・Exhibit 1 参照）⁴と主張しています。このような経緯から、原告は Open AI 社の設立当初から、多額の資金の拠出に加えて有能な人材の確保にあたって重要な役割を果たす等、多大な資源を割いているとのことです。また更に 2018 年 2 月 21 日に共同議長長の地位を辞した後も、2020 年の 9 月 14 日までこのような貢献を続けており、実際 2018 年には約 3.5 百万ドルの資金援助を行っているとのことです。

これに対してアルトマン氏は 2019 年に Open AI 社の CEO に就任すると、営利を目的とする子会社（Subsidiary）を設立し、2020 年 9 月 22 日にはマイクロソフト社との間で本社に対して独占的に Generative Pre-Trained Transformer（GPT）-3 言語モデル

¹ Open AI 社とは、2015 年 12 月 8 日にデラウェア州法に基づいて設立された非営利団体を指します。なお、同社を含む一連の関連子会社・団体（詳細は、後述の脚注 2 を参照ください。）等については、総称して Open AI と呼称します。

² 具体的には、本訴訟では、右が被告として挙げられています：アルトマン氏、グレゴリー・ブロックマン（Gregory Brockman）氏（Open AI 社共同設立者）、OPENAI（L.P）、OPENAI, L.L.C. (limited liability company)、OPENAI GP, L.L.C.、OPENAI OPCO, LLC、OPENAI GLOBAL, LLC、OAI CORPORATION, LLC、OPENAI HOLDINGS, LLC、（以下、総称して「被告」）

³ 2024 年 2 月 29 日にカリフォルニア州・サンフランシスコ郡上級裁判所（Superior Court of California, County of San Francisco（注：第一審裁判所に該当））にて受理（CGC-24-6127746）。

<https://www.courtsnews.com/wp-content/uploads/2024/02/musk-v-altman-openai-complaint-sf.pdf>

⁴ 具体的には定款の以下の内容が該当すると主張しています。「この法人の特定の目的は、AI に関連する技術の研究、開発、配布のための資金を提供することです。その結果生まれるテクノロジーは公共の利益となり、該当する場合は公共の利益のためにテクノロジーのオープンソースを目指します。この法人は、いかなる個人の私利私欲のために組織されたものではありません。」

のライセンスを供与する契約を締結するなどしたとされています。但し、マイクロソフト社へのライセンスは Open AI の AGI 以前の技術にのみ適用され、AGI に関するいかなる権利も取得していないとのことであり、OpenAI がいつ AGI に到達したかを決定するのは、マイクロソフトではなく、OpenAI, Inc. の非営利理事会とのことです。

これらを受けて、原告は OpenAI 社とアルトマン氏らを契約違反、禁反言、信任義務 (Fiduciary Duty) 違反、不公正な事業慣行 (Unfair Business Practices) 等で訴訟を提起しております。

3. 原告の主張等

a. 法的根拠 (Cause of Actions)

原告の主張の主な法的根拠は以下の通りです。

(1) 契約違反

原告は、被告による以下の行為は、設立時の合意に違反しているとして、損害賠償と被告による契約上の義務の履行を求めています。

- 1) マイクロソフトのような営利企業に Chat GPT を独占的にライセンスすること
- 2) 同提携を進めてマイクロソフトと Open AI 社らの個人的な利益のために、GPT-4 の内部構造等をオープンソース化せず、非公開としていること
- 3) マイクロソフト社の様な利益を追求する上場会社に OpenAI 社の役員の座を与えることで、OpenAI 社の非営利活動に不当な影響を及ぼすことを許していること

なお、損害賠償金額については、現状では未確定 (Unknown) であるとされているものの、原告は、設立時の合意に基づいて、既に数千万ドルの資金援助に加えて、研究の方向性に関するアドバイスの提供や世界的に有能な人材の採用に関わるなど、自身の資源を割いてきていると主張し、これらを金額の算定に含めることを示唆しています。

(2) 禁反言 (Promissory Estoppel)

続いて、被告は原告に対して、原告に多額の資金援助を含むリソースの提供をさせるため、以下の様な約束をしてきたと、原告は主張しております。

- 1) Open AI 社が人類の利益を追求する非営利組織であること
- 2) (上記 1) の実現のため) Open AI 社が開発したテクノロジーについて、オープンソース化して公開すること

しかしながら、被告がこの約束に反した行いを行っており、原告はこれが禁反言であると主張しています。このため、被告の行った約束を履行することを原告は被告に対して請求しており、またこれが叶わない場合として損害賠償 (金額未確定) を請求しています。

(3) 信任義務 (Fiduciary Duty) 違反

原告は、被告がカリフォルニア州法⁵の受託者としての義務 (Fiduciary Duty) に基づいて、原告からの資金援助を当初の目的の為に費やす義務を負い、これに違反していると主張しています。

(4) 不公正な事業慣行 (Unfair Business Practices)

原告は、被告が設立時の合意の履行のためと偽って資金・寄付を募ったことは、カリフォルニア州法⁶上の不公正な事業慣行にあたるとして、損害の賠償及び被告の受け取った全ての収益・報酬の引き渡しを主張しております。また、原告は、この様な行為を被告が将来に渡って行わないために差止請求も行っております。

⁵ カリフォルニア州ビジネス・職業法 (California Business & Professions Code) § 17510.8.

⁶ カリフォルニア州ビジネス・職業法 (California Business & Professions Code) § 17200 等



b. 救済の申立 (Prayer for Relief)

原告は上記の通り、損害賠償請求、差止 (Injunction)、特定履行 (Specific Performance) 等を請求しております。またこれに加え、以下に関して裁判所が決定することも求めています。

- ・ GPT-4 は汎用人工知能 (Artificial General Intelligence (AGI)) であり、マイクロソフトに対する OpenAI のライセンスの範囲外であること
- ・ Q* (Q スター)⁷ および/または開発中の他の OpenAI 次世代大規模言語モデルが AGI を構成するとして、これらも GPT-4 同様にマイクロソフトに対するライセンスの範囲外であること

c. 陪審員裁判の要求 (Demand for Jury Trial)

原告は、本裁判を陪審員裁判とすることを要求しています。

4. 考察

上述の通り、原告は損害賠償請求に加えて、差止請求、特定履行の請求等を行っております。一般的に訴訟は訴状の内容のみからその帰趨を予見することが難しいものの、今回は原告が陪審員裁判を要求していることから、一層予見を難しくさせています。

なお、現在イーロン・マスク氏が AI 開発に多額の資金を投じるといった報道がなされ、マスク氏自身が AI 開発に意欲的であること、本訴訟の申立に GPT-4 や Q* (Q スター) が AGI であるか否かが含まれていること、さらに米国の裁判では一般にディスカバリー制度という証拠開示請求が存在していることを踏まえると、Open AI 社から情報の開示 (Chat GPT や現在開発中の Q* の構造も含む) を受けること自体も目的の一つである可能性があります。さらに、Open AI によるマイクロソフト社に対するライセンスの範囲も争われている通り、AI 開発においてマスク氏にとって競合となり得るマイクロソフト社に対する牽制である可能性も考えられます。

いずれにせよ、現在 AI 開発において各社が熾烈な競争が行われている中、同訴訟の帰趨が Open AI やイーロン・マスク氏の AI 開発に多大な影響を及ぼす可能性があります。

AGI に関する開発競争やそれに関する規制の動きは、まだ始まったばかりであり、現時点で明確なことは限られていますが、One Asia Lawyers では本訴訟も含め、AI 関連について最新の情報を定期的にお届け致します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

⁷ Open AI が現在開発中と報道されている新しい AI システムの名称。

	<p>友藤 雄介</p> <p>One Asia Lawyers Indonesia Office NY 州法弁護士</p> <p>長年、企業にて海外案件において豊富な経験を有し、売買契約、紛争解決、建設契約、事業撤退等幅広く手掛ける。企業内での AI 利用に関するリスク調査（アジア各国）、インドネシアにおける個人情報保護法の対応（プライバシーポリシー・同意書）を手掛け、AI 法務プラクティスグループに所属。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023 年から One Asia に参画。</p> <p>yusuke.tomofuji@oneasia.legal</p>
---	--

	<p>國分 吾郎</p> <p>One Asia Lawyers Tokyo Office パートナー弁護士 日本法</p> <p>2012 年弁護士登録。金融機関内弁護士を経て、2020 年 9 月より弁護士法人 OneAsia（東京オフィス）に入所。銀行法、金商法、資金決済法等の金融に関するレギュレーション、コンプライアンス等を中心に企業法務全般を扱う。近時では、AI や WEB3 に関する業務や情報管理体制に関する業務を扱っている。</p> <p>goro.kokubu@oneasia.legal</p>
--	---

	<p>山本 博人</p> <p>One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>2022 年に弁護士登録、弁護士法人 OneAsia（東京オフィス）に入所。入所後は、労働法関係の業務、金融関係法の業務を中心に企業法務全般に携わる。</p> <p>また、近時では、AI や WEB3 技術を取り扱う企業からの相談や個人情報管理に関する相談等に対応している。</p> <p>bakuto.yamamoto@oneasia.legal</p>
---	--